

飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業の概要

飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業とは

福岡県飲酒運転撲滅条例により、県が飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者等による研修などの機会に対して、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣し、参加者の飲酒運転撲滅意識の向上に効果をあげようとするものです。

アドバイザーはどんな人？

- 飲酒運転事故の現状や、交通法規の知識を有し、飲酒運転防止のポイントをアドバイスできる方
- アルコールが体に及ぼす影響について知識を有し、依存症が疑われるケースへの対処方法等をアドバイスできる方
- お酒との付き合い方について知識を有し、適正飲酒をアドバイスできる方
- 飲酒運転事故被害者のご遺族

派遣の条件は？

以下の4つの条件をすべて満たしていることが条件ですが、②についてはご相談に応じます。

- ① 飲酒運転撲滅活動の推進に資するものであること
- ② おおむね30名以上の参加者を見込んで実施されるものであること
- ③ 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと
- ④ 実施時間が10時から20時までの間であること（1時間程度）

また、複数回の派遣を希望する場合は事前に問合せ先までご相談ください。

※なお、必ずしもご希望に沿えない場合があります。ご了承ください。

派遣の費用は？

アドバイザーに対する謝礼と交通費は、県が負担します。

会場や開催に必要な機材等の手配は、派遣を希望する団体の方をお願いしています。

申込みの流れは？

- ① 派遣希望日のおおむね1ヶ月前までに、「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣申請書」に必要事項を記入し、提出してください。提出は、メール、FAX、郵送のいずれでも可能です。
- ② 申請の内容により、県が派遣するアドバイザーを決定して申請者に通知します。
- ③ アドバイザーから申請者に事前打合せの連絡を差上げます。
- ④ 実施後、「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣実施報告書」を提出してください。

<各種様式掲載場所（県ホームページ）>

トップページ > 防災・くらし > 交通安全 > 飲酒運転撲滅 > 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣について

申請・問合せ先

福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課 交通安全係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3167 FAX 092-643-3169

メール anzen@pref.fukuoka.lg.jp